

平成 29 年度

第 9 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 29 年 11 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 29 年 12 月 1 日公告) の決定について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄		○	23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

小迫義隆、沖田、石丸 環、掛 戒三

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	森末 博雄		○
係 長	岸 泰弘	○		係 長	杉谷美和紀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主 任	長谷川和也	○	
出張所長	清水 勇人		○	(比和出張所)			
係 長	長谷 明秀	○		出張所長	小田 雅平		○
				係 長	石田 泰清	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	日野原 収		○	出張所長	國上 章二		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

局 長：ただ今より、平成29年度第9回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 11 番田澤委員からの欠席の届出をうけております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議 長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 23 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議 長：本日の議事録署名者を指名します。12 番竹森委員さんと 13 番明賀委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いいたします。

議 長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。

受付番号 28 から 30 の 3 件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁))

(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：担当地域の小迫推進委員に来ていただいております。ご意見はございますか。

小迫推進委員：特にありません。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第 3 条の規定による許可について」

受付番号 28 から 30 までを一括採決したいと思いますがお異議ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長：それでは、受付番号 28 から 30 番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 29 年 10 月期の申出分については、別紙 1 「議案 2 農用地利用集積計画 (平成 29 年 12 月 1 日公告) の決定について」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：ここで質疑・意見を受付けます。

三吉委員：このなかで認定農業者など担い手へ集積された者と人農地プランが策定されている地域の農地があるかどうか教えてください。

事務局：認定農業者については、〇〇さんと〇〇であり、人農地プランが作成されている区域の農地はありません。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第3「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号11から13について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号11

位 置 等：説明資料の2ページと3ページに記載
転用事由：墓地、駐車場
資金計画：全額自己資金
他 法 令：墓地埋葬法手続き中
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外手続中

受付番号12

位 置 等：説明資料の2ページと4ページに記載
転用事由：墓地、駐車場
資金計画：全額自己資金
他 法 令：墓地埋葬法手続き中
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外手続中

受付番号13

位 置 等：説明資料の5ページと6ページに記載
転用事由：墓地、駐車場
資金計画：全額自己資金
他 法 令：墓地埋葬法手続き中
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外手続中

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：担当地域の岡田推進委員に来ていただいております。ご意見はございますか。

岡田推進委員：特にありません。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第4条の規定による許可申請について」
受付番号11から13までを一括で採決したと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長：それでは、受付番号11から13番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を
求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号21、22について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号21

位 置 等：説明資料の7ページと8ページに記載
転用事由：とらふぐ養殖場(仮設の設置物)
資金計画：全額自己資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：一時転用のため除外手続不要

受付番号22

位 置 等：説明資料の9ページと10ページに記載
転用事由：農業用施設
資金計画：全額借入れ資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：農業施設であり用途変更手続中

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：担当地域の委員、補足説明はありませんか。

堀江委員：現地はすべてハウス施設となっております。五棟のうちの一棟のハウスを今回一時転用して
水槽を置きとらふぐの養殖をするということで周辺への影響もない判断しております。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第5条の規定による許可申請について」
受付番号21から22までを一括で採決したと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長：それでは、受付番号 21 から 22 番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：つづきまして議案第 5 「非農地証明申請について」を上程します。
受付番号 23 から 29 の 7 件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

議案にあやまり

- ・受付番号 23 (誤) 福山友義→(正) 福山友善
- ・受付番号 26 (誤) 松原委員→(正) 後藤委員
- ・受付番号 27 (誤) 平成 9 年頃→(正) 平成 20 年頃
- ・受付番号 29 (誤) 松永委員→(正) 松長委員

受付番号 23

位 置 等：説明資料の 7 ページと 11 ページに記載

潰廃事由：昭和 63 年から資材置き場として利用していた。

現地確認：現地は造成されており駐車場、資材置き場として利用されており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 24

位 置 等：説明資料の 7 ページと 12 ページに記載

潰廃事由：先代が亡くなった昭和 50 年頃から耕作不便により耕作放棄し原野化した。

現地確認：現地は、低木、笹、すすきが繁茂する原野であり農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 25

位 置 等：説明資料の 7 ページと 13 ページに記載

潰廃事由：長年耕作放棄していたが平成 7 年駐車場で借りたいとの話があり貸した。

現地確認：現地は造成し駐車場として使用されており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 26

位 置 等：説明資料の 14 ページと 15、16 ページに記載

潰廃事由：平成 5 年頃から耕作を放棄し原野化した。

現地確認：現地は、一部道路や低木、笹が繁茂する原野となっており農地として復旧することが困難と
現地確認

受付番号 27

位 置 等：説明資料の 9 ページと 17 ページに記載

潰廃事由：平成 20 年頃から労働力不足やほ場にカルストによる穴が開くなど悪条件がかさなり耕作で
きづ結果、雑木、竹が繁茂し原野となった。

現地確認：現地雑木、竹、雑草が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 28

位置等：説明資料の 9 ページと 18 ページに記載

潰廃事由：20 年以上耕作できておらず、荒廃してしまった。

現地確認：現地雑木、雑草が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 29

位置等：説明資料の 19 ページと 20 ページに記載

潰廃事由：平成 30 年頃に先代が家を建て替える際に宅地拡張を行い現在に至っている模様である。今回登記等の整理をしたいので申請しました。

現地確認：現地は、庭や公道への取付道の敷地となっており農地として復旧することが困難と現地確認

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

堀江委員：受付番号 27 番 面積が広いが、水がなく、またカルストの影響で地割れがあるということだが、ほ場整備はされてない農地であるということですか。

事務局員：圃場整備はされておられません。

堀江委員：了解しました。

森兼委員：今回申請地の近くで 2 年ぐらい前に申請がでている。圃場整備もされてない状況であれば当時も同じような状況であったのではないかと。その時にいっぺんに整理されればよかったのではと思います。

明賀委員：委員のご指摘に反対はないが、地権者の意見もあり時間差の整理となっている。現地状況について少し補足をさせていただきます。一筆の面積は大変広いですが、これは最近実施された国土調査法に基づく地積調査の結果、7 筆くらいの農地が合筆してこのような広い面積となっております。現地は、7 段くらいの棚田の状況です。

議長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようなので採決を行います。

「非農地証明申請について」受付番号 23 から 29 までを一括採決したいと思います。ご異議ございますでしょうか。

(なしの声)

議長：それでは、受付番号 23 から 29 番について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員決定されました。

議長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長から報告をさせていただきます。

10月6日 ウーマンネット総会への出席、10月17日から25日 旧庄原農地パトロール、10月19日食育ポスター選考会出席、10月27日 年金研修会へ参加を行いました。

※など概略を説明。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

藤原委員：建議活動が以前はあったと思うが、新体制となってどうなるのか。

事務局：建議制度は法的にはなくなっているが、意見書はだせるので役員会などでご検討ください。

会 長：役員会で検討します。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後2時28分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成29年11月7日

議 長
(道下和子) _____

12 番委員
(竹森達) _____

13 番委員
(明賀美伸) _____